

定 款

一般社団法人はっぴーれいんぼー

平成30年6月 作成

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人はっぴーれいんぼーと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大東市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、人智学的な視点からの人間理解を通して、障がいをもつ人への支援を行い、個別の課題に対応したプログラムを作成し、生涯をかけて成長できるように支えること、支援をする人たちが自己教育を行う場を創り出すことにより、バリアフリー社会の推進に貢献すること、また、子どもの発達および障がいへの理解について、医療と教育の連携をもって広く活動することを通じて、上記の目的をより地域社会に浸透できるように努める。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
3. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
4. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
5. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
6. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
7. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
8. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
9. 介護保険法に基づく第1号事業
10. 介護保険法に基づく第1号訪問事業
11. 介護保険法に基づく第1号通所事業
12. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
13. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
14. 関係団体および事業者との連携交流に関する事業
15. 発達、障害等についてのセミナー、研修会、イベントの企画、運営および実施
16. 前各号の事業に附帯関連する一切の事業のほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対し

て予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、または社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格の喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長および出席した理事がこれに署名または記名押印する。

第4章 理事および代表理事

(員数)

第16条 当法人の理事は、1名以上とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者またはその選任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。

(代表理事)

第19条 当法人の理事が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表理事とし、社員総会の決議によってこれを定める。

2 理事が1名の場合は、当該理事が当法人を代表する。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

第6章 定款の変更、解散および清算

(定款の変更)

第22条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第23条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第24条 残余財産の帰属は、社員総会の決議によって定める。

2 一般法人法第233条第1項の期間の最終日から1年以内に前項の規定により残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は国に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2019年5月31日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事および設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 奥村智亜子

設立時理事 辻井道代

設立時理事 石黒由佳

大阪府大東市谷川二丁目7番114号

設立時代表理事 辻井道代

(設立時社員の氏名および住所)

第27条 設立時社員の氏名および住所は、次のとおりである。

住所 大阪府交野市向井田二丁目149番地の10

設立時社員 奥村智亜子

住所 大阪府大東市谷川二丁目7番114号

設立時社員 辻井道代

住所 大阪府大東市新町21番401号

設立時社員 石黒由佳

(法令の準拠)

第28条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人はっぴーれいんぼーを設立するため、設立時社員を代理して、司法書士法人おおさか法務事務所がこの定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年6月14日

設立時社員 奥村智亜子

設立時社員 辻井道代

設立時社員 石黒由佳

上記代理人 司法書士法人おおさか法務事務所
代表社員 川原田 慶 太